社会保険事務講習会質問事項（令和７年１０月２３日・寒河江）

Ⅰ　全国健康保険協会山形支部への質問事項

番号	質　問　事　項	全国健康保険協会山形支部からの回答
1	提出者について知りたいです。各申請書、だれが起案して、だれが提出するのか。法令や施行規則には書いておりますが資料にもあるとうれしいです。実務上、従業員と会社（事務担当者）で起案者の認識が異なっていると、「会社が手続きしてくれると思った」や「申請がなかったので手続きしてません」といったような労使トラブルがおきてしまうためです。	原則、加入者（被保険者）からの申請になります。 なお、傷病手当金支給申請書など事業主が健康保険法施行規則第 33 条に定められた証明義務が必要な申請書は証明を受けたうえで提出いただくことになります。 ただし、資格確認書交付申請書、高齢受給者証再交付申請書は事業主経由での申請となります。
2	マイナ保険証が転職時のリードタイム中、いつ使えるようになるのか、ならないのか、事務員が資格取得手続きをするまでは、前職のマイナ保険証が使えてしまうのでは？逆に新職で事務員が資格取得手続きをするまでマイナ保険証は使えない？だとすると手続き完了のトリガーがないので、いつからマイナ保険証が使えるのか分からないのではないでしょうか？（事務手続完了したか、従業員視点で知るすべはないのでしょうか）	現職の資格取得手続きが完了し、協会けんぽにおいて情報確認が可能となるまでは現職の資格記録においてマイナ保険証で受診することはできません。なお、前職において資格喪失手続きが完了している場合は、前職の資格記録で受診することはできません。 マイナ保険証の登録状況については、マイナポータルにおいて確認することが可能です。